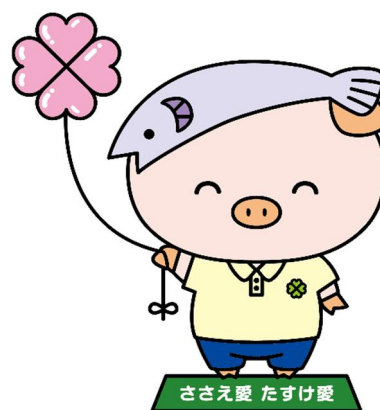


令和6年度 指定介護保険 サービス事業者等 集団指導資料

指定居宅介護支援



担当 市民福祉部介護福祉課介護給付係

電話 (046) 225-2240 (直通)

Mail 2230@city.atsugi.kanagawa.jp

I 令和6年度 義務化規定概要

令和3年度介護報酬改定における改正内容のうち、下記に示す取り組みは経過措置が設けられた上で令和6年4月1日から実施が義務付けられたものです。基準省令等を確認の上、体制整備を行ってください。

1 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点で踏まえ、次の措置を講じる必要があります。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 従業者への委員会結果の周知
- (3) 虐待の防止のための指針の整備
- (4) 研修の実施（※1）
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

※1 研修を実施すべき頻度はサービス種別によって異なります。

年2回 （地域密着型）特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

年1回 上記以外のサービス

対象サービス：全サービス

(6) 運営規程への記載

虐待の防止のための措置に関する事項は、令和6年4月1日からは運営規程に定められていなければなりません。体制整備を行った上で、下記記載例を参考に運営規程に記載してください。なお、当該措置のみを追記したことによる運営規程の変更の場合、変更届出書の提出は不要とします。

【記載例】

第●条 施設（事業所）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 施設（事業所）において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年●回以上）実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※ ●の部分には、各施設（事業所）の状況に応じて数字を記載してください。

※ 「施設（事業所）」の部分については、運営するサービスに応じて、施設又は事業所のどちらかを記載してください。

※ 令和6年度介護報酬改定によって、居宅療養管理指導に限り、当該取り組みの義務付けの経過措置期間が3年間延長され、令和9年3月31日までとなりました。

2 認知症介護に係る基礎的な研修の受講

事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる必要があります。

事業所が新たに採用した従業者（新規・中途問わず）で医療・福祉関係資格を有さない者については、採用後1年間の猶予期間中に研修を受講させる必要があります。

- (1) 当該研修の受講が必須ではない者
各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者
- (2) 具体例

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

(3) 対象サービス

訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

3 感染症の予防及びまん延の防止

事業者は、事業所・施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の措置を講じる必要があります（施設サービスは委員会・指針・研修については従前から規定あり）。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 従業者への委員会結果の周知
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (4) 研修・訓練（シミュレーション）の実施
- (5) 対象サービス 全サービス

4 業務継続計画の策定等（減算対象）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い次の措置を講じる必要があります。

- (1) 業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し
- (2) 従業者への業務継続計画の周知
- (3) 研修・訓練（シミュレーション）の実施
- (4) 対象サービス 全サービス

※ 令和6年度介護報酬改定によって、居宅療養管理指導に限り、当該取り組みの義務付けの経過措置期間が3年間延長され、令和9年3月31日までとなりました。

5 栄養管理

入所者に対する栄養管理について、令和3年度から栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、栄養管理を計画的に行う必要があります。栄養管理の基準を満たさない場合、令和6年4月1日からは栄養管理に係る減算の対象となります。

- (1) 栄養管理の手順
 - ア 多職種共同での入所者ごとの栄養ケア計画の作成
 - イ 栄養ケア計画に従った栄養管理の実施、入所者の栄養状態の定期的な記録
 - ウ 栄養ケア計画の進捗状況の定期的な評価、必要に応じた計画の見直し
- (2) 対象サービス
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

6 口腔衛生の管理

入所者に対する口腔衛生の管理について、令和3年度から口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔衛生の管理を計画的に行う必要があります。

- (1) 口腔衛生管理の手順
 - 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導の実施
- (2) 上記技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画の作成
- (3) 必要に応じた定期的な計画の見直し
- (4) 対象サービス
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

7 訪問リハビリテーション事業所の医師が診療しない場合の減算

一定の要件を満たせば、訪問リハビリテーション事業所の医師が診療しない場合においてもサービスを提供することができますが、令和6年4月1日からは、医学的な管理を行う別の医療機関の医師について、適切な研修を修了している必要があります。

- (1) 対象サービス
訪問リハビリテーション
- (2) 関連情報
 - ア 事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、令和6年3月31日までとされている適用猶予措置期間を3年間延長する。
 - イ 適用猶予措置期間中においても、事業所外の医師が「適切な研修の修了等」の要件を満たすことについて、事業所が確認を行うことを義務付ける。

8 その他

虐待の防止に関する措置や感染症の予防及びまん延の防止等、経過措置が設けられている項目について、「令和6年3月31日までに運用を開始するものとする。」等のように、経過措置期間終了までに体制を整備する旨を運営規程に記載している場合は、文言を削除するようにしてください。

なお、上記文言のみを削除したことによる運営規程の変更の場合、変更届出書の提出は不要とします。

Ⅱ 令和6年度 基準等改定概要

1 介護支援専門員

指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

(1) 員数の基準

ア 利用者の数（当該事業者が介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者から委託を受けて、当該事業所において介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。）が44又はその端数を増すごとに1とする。

イ 事業所が、国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合の員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

2 管理者

管理者が兼務する事業所が、同一敷地内の事業所であることの限定が削除された。

3 紹介事業所

前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合の説明が努力義務となった。

4 モニタリング

少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

- (1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - (i) 利用者の心身の状況が安定していること。
 - (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - (iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

Ⅲ 令和6年度 報酬等改定概要

1 居宅介護支援費

取扱件数とは、居宅介護支援事業所において居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該事業所が介護予防支援事業者から委託を受けて行う介護予防支援の提供を受ける利用者数に3分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の介護支援専門員の員数で除して得た数

- (1) 居宅介護支援費(i) 取扱件数が45未満又は45以上である場合において、45未満の部分について算定する。
- (2) 居宅介護支援費(ii) 取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分について算定する。
- (3) 居宅介護支援費(iii) 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定する。

居宅介護支援費(i)、(ii)又は(iii)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に、1件目から44件目(常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、45にその数を乗じた数から1を減じた件数(小数点以下の端数が生じる場合にあっては、その端数を切り捨てた件数)まで)については居宅介護支援費(i)を算定し、45件目(常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、45にその数を乗じた件数)以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費(ii)又は(iii)を算定すること。

ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する場合は、「44件目」を「49件目」と、「45」を「50」と読み替える。

2 高齢者虐待防止措置未実施減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- (1) 厚生労働大臣が定める居宅介護支援費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

指定居宅介護支援等基準第27条の2に規定する基準に適合していること。

- (2) 基準

(虐待の防止)

第27条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

3 業務継続計画未策定減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

第19条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。

- (1) 厚生労働大臣が定める居宅介護支援費における業務継続計画未策定減算の基準

指定居宅介護支援等基準第19条の2第1項に規定する基準に適合していること。

- (2) 基準

(業務継続計画の策定等)

第19条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

4 同一敷地内建物等(①～③)に居住する利用者に対する指定居宅介護支援費

次の①～④の利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

- ① 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内の建物に居住する利用者
- ② 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と隣接する敷地内の建物に居住する利用者
- ③ 指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者

- ④ 指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(①～③を除く。)に居住する利用者

(1) 同一敷地内建物等の定義

「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定居宅介護支援事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。

具体的には、一体的な建築物として、当該建物の 1 階部分に指定居宅介護支援事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

(2) 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義

① 「指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物」とは、(1)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護支援事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。

② この場合の利用者数は、当該月において当該指定居宅介護支援事業者が提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計とする。

(3) 本取扱い、指定居宅介護支援事業所と建築物の位置関係により、効率的な居宅介護支援の提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本取扱いの適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、居宅介護支援の提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

（同一敷地内建物等に該当しないものの例）

- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

(4) (1)及び(2)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護支援事業所の指定居宅介護支援事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

5 特定事業所加算（改正部分）

(1) 特定事業所加算(I)の基準

ア 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 2 名以上配置していること。

ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

イ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。

ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

ウ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。

多様化・複雑化する課題に対応するために、家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。

なお、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指している。

また、対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられるが、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差し支えない。

エ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満であること。ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は 50 名未満であること。

(2) 特定事業所加算(Ⅱ)の基準

ア 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

イ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。

ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

ウ (1)ウ

(3) 特定事業所加算(Ⅲ)の基準

ア 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

イ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。

ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

ウ (1)ウ

(4) 特定事業所加算(A)の基準

ア 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

イ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上配置していること。

ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

ウ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で1以上配置していること。

ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該連絡先の居宅支援事業所事業所に限る。）の職務と兼務をしても差し支えないものとし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

エ (1)ウ

6 入院時情報連携加算（改正部分）

(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)の基準

利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。

なお、入院の日以前に情報提供した場合及び指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日に情報を提供した場合も、算定可能である。

(2) 特入院時情報連携加算(Ⅱ)の基準

利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。

なお、運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日に情報を提供した場合も、算定可能である。

7 通院時情報連携加算（改正部分）

当該加算は、利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定を行うものである。なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師又は歯科医師等と連携を行うこと。

8 ターミナルケアマネジメント加算（改正部分）

在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 居宅サービス計画等への記録

次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録しなければならない。

- ① 終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録
- ② 利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録

③ 当該利用者が、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者に該当することを確認した日及びその方法

- (2) ターミナルケアマネジメントにあたっては、終末期における医療・ケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握する必要がある。

また、その際には、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。

9 地域区分（改正部分）

令和6年4月1日から厚木市は、四級地から三級地となりました。

地域区分	都道府県	地域
二級地	神奈川県	横浜市、川崎市
三級地	神奈川県	鎌倉市、 厚木市
四級地	神奈川県	相模原市、 横須賀市 、藤沢市、逗子市、 三浦市 、海老名市
五級地	神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、 三浦郡葉山町 、高座郡寒川町、愛甲郡愛川町
六級地	神奈川県	秦野市、中郡大磯町、中郡二宮町、 足柄上郡中井町 、愛甲郡清川村
七級地	神奈川県	南足柄市 、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町

地域区分	サービス種類	割合
三級地	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	1000分の1000
	通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護医療院サービス 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	1000分の1068
	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	1000分の1083
	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	1000分の1105